



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
3月25日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 条 例

※滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例(市町振興課)	5
※ビワイチ推進条例(観光振興局)	5
※滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例(教育総務課)	8

公布された条例のあらまし

- 滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例(条例第2号)
 - 1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、滋賀県議会議員の定数は、44人とすることとしました。(第1条関係)
 - 2 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第1項および第8項の規定により、滋賀県議会議員の選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数を定めることとしました。(第2条関係)
 - 3 この条例は、令和5年3月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行することとしました。
- ビワイチ推進条例(条例第3号)
 - 1 この条例は、ビワイチの推進について、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、ビワイチの推進に関する施策(以下「ビワイチ推進施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進し、もって滋賀が誇る観光資源であるビワイチの魅力を高め、本県の観光の振興および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)
 - 2 ビワイチの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならないこととしました。(第3条関係)
 - (1) 琵琶湖の周辺地域のみならず、県の全域で観光の振興および地域の活性化が図られるものであること。
 - (2) 県内のサイクリストはもとより、国内外から本県を訪れるサイクリスト一人ひとりが安全で、安心して、快適にビワイチが楽しめる環境を整備すること。
 - (3) 地域の生活環境、自然環境および景観を維持しつつ、これらとの調和に配慮すること。
 - (4) 本県の自然、文化、歴史、食その他の地域の魅力を再発見し、その情報を共有するとともに、その魅力を大切にしながら、創意工夫して活用すること。
 - (5) 県民の健康の増進および環境の保全に関する意識の向上に資するよう配慮すること。
 - (6) 国、県、市町、県民、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体の適切な役割分担および連携が確保されること。
 - (7) ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体それぞれの自主的かつ主体的な取組が尊重されること。
 - 3 県は、2に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ビワイチ推進施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとし、ビワイチ推進施策の策定および実施に当たっては、国、市町、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体等との連携に努めるとともに、県民、市町、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体等に対し必要な情報の提供、助言および支援を行うものとししました。(第4条関係)
 - 4 ビワイチ関係事業者は、基本理念にのっとり、サイクリストに対し心のこもった誠実なサービスの提供に努め、サイクリストが安全で安心して快適にビワイチができる環境の整備に資するよう、連携および協力を図りながら事業活動を行うよう努めるほか、県および市町が実施するビワイチ推進施策に協力するよう努めるものとししました。(第5条関係)
 - 5 ビワイチ推進関係団体は、基本理念にのっとり、ビワイチに関する情報の発信その他のビワイチの推進に関する取組を行うよう努めるとともに、県および市町が実施するビワイチ推進施策に協力するよう努めるものとししました。(第6条関係)

- 6 県民は、基本理念にのっとり、ビワイチに対する理解と関心を深め、県および市町が実施するビワイチ推進施策に協力するよう努めるものとなりました。(第7条関係)
- 7 サイクリストは、ビワイチの経路の周辺に居住する者、歩行者および自動車等の安全な通行ならびに地域の生活環境、自然環境等との調和に配慮するよう努めるとともに、ビワイチの経路を走行する自動車等の運転者は、サイクリストが安全に通行することができるように配慮するよう努めるものとなりました。(第8条関係)
- 8 県は、ビワイチ推進施策の推進に当たっては、国、市町、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体等と連携協力するものとし、市町がビワイチ推進施策を策定し、および実施するときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとなりました。(第9条関係)
- 9 県は、広域的なビワイチ推進施策を効果的に実施するため、近隣の府県、大規模な自転車道等が所在する他の地方公共団体および国内外の関係機関等と連携協力するものとなりました。(第10条関係)
- 10 県は、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとなりました。(第11条関係)
 - (1) 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとなりました。
 - ア ビワイチの目指すべき姿
 - イ ビワイチ推進施策に関する基本的な事項
 - ウ ビワイチ推進施策の内容
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - (2) 県は、基本方針の策定に当たっては、あらかじめ、県民、市町、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じることとした。
 - (3) 県は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。
 - (4) 県は、ビワイチ推進施策の進捗状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、適宜、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとした。
 - (5) (2)および(3)の規定は、基本方針の変更(軽微な変更を除く。)について準用することとした。
- 11 県は、ビワイチを活用した旅行商品の開発の支援、自転車に関するスポーツ行事の開催その他の国内外からのビワイチを目的としたサイクリストの本県への来訪の促進を図るために必要な施策を講ずるとともに、ビワイチの推進に当たっては、琵琶湖を一周することと併せて琵琶湖岸周辺から離れた県内各地の観光地等の周遊が促進されるよう必要な措置を講ずるものとした。(第12条関係)
- 12 県は、自然、文化、歴史等に関する観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力あるビワイチの推進を図るため、歴史的風土、優れた自然の景勝地、良好な景観等に関する観光資源の保護、磨き上げおよび活用に必要な施策を講ずるものとした。(第13条関係)
- 13 県は、国内外からのサイクリストの本県への来訪、周遊および滞在を促進するため、国、市町、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体等と連携し、あらゆる機会を活用してビワイチの魅力に関する情報を広く国内外に向けて継続的に発信するよう努めるものとした。(第14条関係)
- 14 県は、ビワイチの推進に寄与する人材の育成およびビワイチ関係事業者の商品開発等に資するため、ビワイチに関する事業に従事する者、ビワイチ推進関係団体の従業員等の知識および能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講ずるとともに、大学等および青少年を支援する団体等がビワイチの推進に寄与する取組を実施する場合には、これに協力するよう努めるものとした。(第15条関係)
- 15 県は、ビワイチの経路となっている道路のうち県が管理する道路について、その保全を適切に行うとともに、自転車通行空間(自転車が通行するための道路または道路の部分をいう。以下同じ。)の整備、案内看板および路面表示(以下「案内看板等」という。)の設置その他必要な道路環境の整備を計画的に行い、自転車通行空間の整備および案内看板等の設置の基準を定めたときは、これを速やかに公表するとともに、ビワイチの経路となっている道路のうち県が管理する道路以外の道路について、当該道路を管理する者に対し、自転車通行空間の整備、案内看板等の設置その他必要な道路環境の整備を要請することとした。(第16条関係)
- 16 県は、サイクリストの利便性の向上および魅力ある観光地の形成を図るため、関係者との連携による良質なサービスの提供の確保ならびに拠点施設、宿泊施設その他のビワイチに関連する施設の整備等の促進に必要な施策を講ずるものとした。(第17条関係)
- 17 県は、ビワイチの経路の周辺に居住する者、歩行者およびサイクリストの安全を確保するため、自転車の安全な利用の啓発および指導その他必要な措置を講ずるものとした。(第18条関係)
- 18 県は、サイクリストの利便性の向上を図るため、サイクリングに資する地図の作成、アプリケーションソフトウェアの開発、交通事業者等と連携した移動手段の確保、レンタル自転車(観光等のために貸付けの用に供される自

転車をいう。)に関する情報の提供等の必要な措置を講ずるものとなりました。(第19条関係)

19 県民、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体等の間に広くビワイチについての関心と理解を深めるとともに、ビワイチへの意欲を高め、愛着と誇りを育むため、11月3日をビワイチの日と、同日から同月9日までをビワイチ週間とするとともに、県は、ビワイチの日およびビワイチ週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めることとしました。(第20条関係)

20 県は、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、ビワイチの状況について調査を行い、その結果をビワイチ推進施策へ反映させることとしました。(第21条関係)

21 県は、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとなりました。(第22条関係)

22 県は、県は、ビワイチ推進施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとなりました。(第23条関係)

23 その他

(1) この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

(2) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

○ 滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例(条例第4号)

1 この条例は、学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年法律第47号。以下「法」という。)第21条の規定の趣旨にのっとり、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、県および学校の設置者の責務等を明らかにするとともに、学校教育の情報化の推進に関する基本的な事項等を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の生きる力の育成に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 学校教育の情報化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならないこととしました。(第3条関係)

(1) 児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を活用した個別最適な学びと情報通信機器を使用した意見交換、発表等を活用した協働的な学びの一体的な充実、対面による指導と遠隔授業(情報通信技術を利用して、授業を行う場所以外の場所で履修させる方法による授業をいう。)等を融合した授業づくりその他の情報通信技術を日常的に活用した教科等の指導等が適切に行われることにより、情報活用能力(情報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力をいう。)および確かな学力(基礎的な知識および技能ならびにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力ならびに主体的に学習に取り組む態度をいう。)の育成が効果的に図られること。

(2) デジタル教科書その他のデジタル教材を活用した学習その他の情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等を適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよう行われること。

(3) 全ての児童生徒が、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られるよう行われること。

(4) 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の負担が軽減され、児童生徒に対する教育の充実が図られるよう行われること。

(5) 児童生徒等の個人情報の適正な取扱いおよびサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。13において同じ。)の確保を図りつつ行われること。

(6) 児童生徒が、自己または他人の権利を尊重し、情報化社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、および情報通信技術を適切に利用することができるよう行われること。

(7) 児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮して行われること。

(8) 県、市町、学校の設置者および保護者の適切な役割分担による協働により推進されること。

3 県は、2の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、学校教育の情報化の推進に関する計画的かつ総合的な施策を策定し、および実施することとし、学校教育の情報化に関する施策の推進に当たっては市町との連携協力を図るとともに、学校の設置者が行う学校教育の情報化の推進に必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うこととしました。(第4条関係)

4 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における学校教育の情報化の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第5条関係)

5 学校教育情報化推進計画(第6条関係)

- (1) 県は、法第8条第1項の規定により文部科学大臣が定める学校教育の情報化の推進に関する計画を基本として、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（以下「学校教育情報化推進計画」という。）を定めるものとししました。
- (2) 学校教育情報化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとししました。
 - ア 学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針
 - イ 学校教育情報化推進計画の期間
 - ウ 学校教育情報化推進計画の目標
 - エ 学校教育の情報化の推進に関する施策に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 学校教育情報化推進計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の教育の振興のための施策に関する基本的な計画との調和が保たれたものでなければならないこととししました。
- (4) 県は、学校教育情報化推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ市町、学校の設置者および県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとししました。
- (5) 県は、学校教育情報化推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととししました。
- (6) (4)および(5)は、学校教育情報化推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について、準用することとししました。
- 6 県は、情報通信技術を活用した多様な方法による学習が促進されるよう、情報通信技術を活用した指導方法等の普及の促進に必要な施策を講ずるものとししました。（第7条関係）
- 7 県は、保護者、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、インターネットを通じて行われるいじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定するいじめをいう。）を防止するとともに、児童生徒に対する情報モラル（情報化社会の中で適正な活動を行うための基となる考え方および態度をいう。10において同じ。）に関する教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとししました。（第8条関係）
- 8 県は、情報通信技術の活用により可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けることができる環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとししました。（第9条関係）
- 9 県は、情報通信技術の活用により障害のある児童生徒、疾病による療養その他の事由のため相当の期間学校を欠席する児童生徒および日本語の指導が必要となる外国人の児童生徒その他の特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導またはきめ細かな支援が実施されるよう、必要な施策を講ずるものとししました。（第10条関係）
- 10 県は、情報通信技術を活用した効果的な教育方法の収集、分析および普及、情報通信技術の活用による教育方法の改善および情報教育の充実ならびに情報通信技術の活用による学校事務の効率化を図るとともに、教職員の情報モラルを高め、教職員が適切な指導または助言をすることができるよう、学校の教職員の資質の向上のための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとししました。（第11条関係）
- 11 県は、デジタル教材の円滑な使用を確保するための情報通信機器その他の機器の導入および情報通信ネットワークを利用できる環境の整備、学校事務に係る情報システムの構築その他の県立学校における情報通信技術の活用のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとししました。（第12条関係）
- 12 県は、児童生徒に対する学習の継続的な支援等が円滑に行われるよう、情報通信技術の活用により児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を蓄積し、分析し、および活用できる環境の整備に必要な施策ならびに学校間および学校の教職員間で適切に共有するために必要な施策を講ずるものとししました。（第13条関係）
- 13 県は、児童生徒および学校の教職員が情報通信技術を適切にかつ安心して利用することができるよう、学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱いおよびサイバーセキュリティの確保を図るため、学校におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとししました。（第14条関係）
- 14 県は、学校の教職員による情報通信技術の活用を支援する人材の確保および資質の向上が図られるよう、必要な施策を講ずるものとししました。（第15条関係）
- 15 県は、情報通信技術を活用した教育の効果、情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響等に関する調査研究、情報通信技術の進展に伴う新たなデジタル教材、教育方法等の事例の収集、調査研究等の推進およびその成果の普及に必要な施策を講ずるものとししました。（第16条関係）
- 16 県は、学校教育の情報化の重要性に関する県民の理解と関心を深めるよう、学校教育の情報化に関する広報活動および啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとししました。（第17条関係）
- 17 県は、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとししました。（第18条関係）

- 18 県は、学校教育の情報化の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとなりました。(第19条関係)
- 19 この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

条 例

滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例をここに公布する。
令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第2号

滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例

滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例(平成26年滋賀県条例第11号)の全部を改正する。

(議員の定数)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、滋賀県議会議員の定数は、44人とする。
(選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数)

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第1項および第8項の規定により、滋賀県議会議員の選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。

選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
大津市選挙区	大津市	10人
彦根市犬上郡選挙区	彦根市および犬上郡	4人
長浜市選挙区	長浜市	3人
近江八幡市竜王町選挙区	近江八幡市および蒲生郡竜王町	3人
草津市選挙区	草津市	4人
守山市選挙区	守山市	3人
栗東市選挙区	栗東市	2人
甲賀市選挙区	甲賀市	3人
野洲市選挙区	野洲市	2人
湖南市選挙区	湖南市	2人
高島市選挙区	高島市	2人
東近江市日野町愛荘町選挙区	東近江市、蒲生郡日野町および愛知郡	5人
米原市選挙区	米原市	1人

付 則

この条例は、令和5年3月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

ビワイチ推進条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第3号

ビワイチ推進条例

私たちのふるさと滋賀県には、琵琶湖を始めとした雄大な自然のほか、琵琶湖と共生してきた農林水産業、発酵食に代表される食文化、滋賀ならではの歴史、文化芸術、地場産品等の魅力的な観光資源が豊富に存在している。

こうした本県の魅力は、これまでも国内外の多くの人々を惹きつけてきたが、中でも、自転車を利用して琵琶湖を一周する周遊と湖岸周辺から離れた県内各地の観光地等を周遊するといういわゆるビワイチ・プラスを合わせた、地域を代表する観光ブランドの一つであるビワイチは、本県の旅行業、旅館業や飲食業だけでなく、商工業、農林水産業等の幅広い産業の発展に寄与するとともに、本県の歴史や文化に関する理解を深め、健康、環境、教育などの面からも多様な展開が期待されている。

本県においては、平成30年4月から県内の一般公道において2人乗りのタンデム車で走行することが可能となり、

視覚に障害のある人が同乗してビワイチを楽しむことができるようになるなど、ビワイチの楽しみ方は広がりを見せている。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は多くの人々に夢や感動をもたらし、本県でもホストタウンにおける選手団との交流等を通じて、観戦だけでなく体験することも身近に感じられるようになり、さらに、令和7年には本県で国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会が開催されるなど、これまで以上にスポーツや身体を動かすことへの関心の高まりが期待されている。

こうした中、令和元年11月にビワイチのうち琵琶湖を一周する経路が国からナショナルサイクルートの指定を受けたことを好機と捉え、ビワイチを本県を特徴づけるブランドとして最大限に活用して、今後更に国内外からサイクリストが本県に来訪する機会を増加させ、地域住民との交流の機会を増やすことは、観光振興のみならず、本県の地域活性化のために極めて重要である。

私たちは、国、県、市町、県民、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体等の多様な主体が自主的にビワイチに取り組むとともに、これまで以上に連携して、本県の観光の振興を図り、地域の愛着と誇りに根ざした活力ある地域づくりを進めていくことができるよう、ビワイチを推進していくことを決意し、ここにビワイチ推進条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ビワイチの推進について、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、ビワイチの推進に関する施策(以下「ビワイチ推進施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進し、もって滋賀が誇る観光資源であるビワイチの魅力を高め、本県の観光の振興および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ビワイチ 琵琶湖を一周することまたは琵琶湖その他県内の観光地、景勝地等を周遊することのうち、自転車を利用して行うものをいう。
- (2) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車および同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) サイクリスト ビワイチその他の自転車を利用したレクリエーションを行う者をいう。
- (5) ビワイチ関係事業者 旅行業、旅館業または飲食業を営む者、自転車の貸付けを業とする者、サイクルツアーガイド(自転車を利用した旅行に関する案内を行う者をいう。)および鉄道事業、船舶運行事業その他の交通に関する事業を行う者(以下「交通事業者」という。)その他のビワイチに関する事業を営む者をいう。
- (6) ビワイチ推進関係団体 ビワイチの推進に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 ビワイチの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 琵琶湖の周辺地域のみならず、県の全域で観光の振興および地域の活性化が図られるものであること。
- (2) 県内のサイクリストはもとより、国内外から本県を訪れるサイクリスト一人ひとりが安全で、安心して、快適にビワイチが楽しめる環境を整備すること。
- (3) 地域の生活環境、自然環境および景観を維持しつつ、これらとの調和に配慮すること。
- (4) 本県の自然、文化、歴史、食その他の地域の魅力を再発見し、その情報を共有するとともに、その魅力を大切にしながら、創意工夫して活用すること。
- (5) 県民の健康の増進および環境の保全に関する意識の向上に資するよう配慮すること。
- (6) 国、県、市町、県民、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体の適切な役割分担および連携が確保されること。
- (7) ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体それぞれの自主的かつ主体的な取組が尊重されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ビワイチ推進施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとする。

2 県は、ビワイチ推進施策の策定および実施に当たっては、国、市町、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体等との連携に努めるとともに、県民、市町、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体等に対し必要な情報の提供、助言および支援を行うものとする。

(ビワイチ関係事業者の役割)

第5条 ビワイチ関係事業者は、基本理念にのっとり、サイクリストに対し心のこもった誠実なサービスの提供に努

めるものとする。

2 ビワイチ関係事業者は、基本理念にのっとり、サイクリストが安全で安心して快適にビワイチができる環境の整備に資するよう、連携および協力を図りながら事業活動を行うよう努めるものとする。

3 ビワイチ関係事業者は、県および市町が実施するビワイチ推進施策に協力するよう努めるものとする。

(ビワイチ推進関係団体の役割)

第6条 ビワイチ推進関係団体は、基本理念にのっとり、ビワイチに関する情報の発信その他のビワイチの推進に関する取組を行うよう努めるものとする。

2 ビワイチ推進関係団体は、県および市町が実施するビワイチ推進施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、ビワイチに対する理解と関心を深め、県および市町が実施するビワイチ推進施策に協力するよう努めるものとする。

(サイクリスト等の配慮)

第8条 サイクリストは、ビワイチの経路の周辺に居住する者、歩行者および自動車等の安全な通行ならびに地域の生活環境、自然環境等との調和に配慮するよう努めるものとする。

2 ビワイチの経路を走行する自動車等の運転者は、サイクリストが安全に通行することができるように配慮するよう努めるものとする。

(国、市町等との連携協力等)

第9条 県は、ビワイチ推進施策の推進に当たっては、国、市町、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体等と連携協力するものとする。

2 県は、市町がビワイチ推進施策を策定し、および実施するときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

(広域的な連携協力)

第10条 県は、広域的なビワイチ推進施策を効果的に実施するため、近隣の府県、大規模な自転車道等が所在する他の地方公共団体および国内外の関係機関等と連携協力するものとする。

(基本指針)

第11条 県は、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ビワイチの目指すべき姿

(2) ビワイチ推進施策に関する基本的な事項

(3) ビワイチ推進施策の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本方針の策定に当たっては、あらかじめ、県民、市町、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 県は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 県は、ビワイチ推進施策の進捗状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、適宜、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

6 第3項および第4項の規定は、基本方針の変更(軽微な変更を除く。)について準用する。

(誘客の促進)

第12条 県は、ビワイチを活用した旅行商品の開発の支援、自転車に関するスポーツ行事の開催その他の国内外からのビワイチを目的としたサイクリストの本県への来訪の促進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、ビワイチの推進に当たっては、琵琶湖を一周することと併せて琵琶湖岸周辺から離れた県内各地の観光地等の周遊が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(観光資源の活用)

第13条 県は、自然、文化、歴史等に関する観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力あるビワイチの推進を図るため、歴史的風土、優れた自然の景勝地、良好な景観等に関する観光資源の保護、磨き上げおよび活用に必要な施策を講ずるものとする。

(魅力情報の発信)

第14条 県は、国内外からのサイクリストの本県への来訪、周遊および滞在を促進するため、国、市町、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体等と連携し、あらゆる機会を活用してビワイチの魅力に関する情報を広く国内外

に向けて継続的に発信するよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第15条 県は、ビワイチの推進に寄与する人材の育成およびビワイチ関係事業者の商品開発等に資するため、ビワイチに関する事業に従事する者、ビワイチ推進関係団体の従業員等の知識および能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、大学等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学、高等専門学校および高等学校をいう。)および青少年を支援する団体等がビワイチの推進に寄与する取組を実施する場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(道路環境の整備)

第16条 県は、ビワイチの経路となっている道路のうち県が管理する道路について、その保全を適切に行うとともに、自転車通行空間(自転車が通行するための道路または道路の部分をいう。以下この条において同じ。)の整備、案内看板および路面表示(以下「案内看板等」という。)の設置その他必要な道路環境の整備を計画的に行うものとする。

2 県は、自転車通行空間の整備および案内看板等の設置の基準を定めたときは、これを速やかに公表しなければならない。

3 ビワイチの経路となっている道路のうち県が管理する道路以外の道路について、県は、当該道路を管理する者に対し、自転車通行空間の整備、案内看板等の設置その他必要な道路環境の整備を要請するものとする。

(拠点施設等の整備)

第17条 県は、サイクリストの利便性の向上および魅力ある観光地の形成を図るため、関係者との連携による良質なサービスの提供の確保ならびに拠点施設、宿泊施設その他のビワイチに関連する施設の整備等の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(安全な利用に関する取組)

第18条 県は、ビワイチの経路の周辺に居住する者、歩行者およびサイクリストの安全を確保するため、自転車の安全な利用の啓発および指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(サイクリストの利便性の向上)

第19条 県は、サイクリストの利便性の向上を図るため、サイクリングに資する地図の作成、アプリケーションソフトウェアの開発、交通事業者等と連携した移動手段の確保、レンタル自転車(観光等のために貸付けの用に供される自転車をいう。)に関する情報の提供等の必要な措置を講ずるものとする。

(ビワイチの日およびビワイチ週間)

第20条 県民、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体等の間に広くビワイチについての関心と理解を深めるとともに、ビワイチへの意欲を高め、愛着と誇りを育むため、ビワイチの日およびビワイチ週間を設ける。

2 ビワイチの日は11月3日とし、ビワイチ週間は同日から同月9日までとする。

3 県は、ビワイチの日およびビワイチ週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(調査等)

第21条 県は、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、ビワイチの状況について調査を行い、その結果をビワイチ推進施策へ反映させるものとする。

(推進体制の整備)

第22条 県は、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第23条 県は、ビワイチ推進施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成28年滋賀県条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第18条」に、「第20条」を「第19条」に改める。

第19条を削り、第4章中第20条を第19条とする。

滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第4号

滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年法律第47号。以下「法」という。)第21条の規定の趣旨にのっとり、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、県および学校の設置者の責務等を明らかにするとともに、学校教育の情報化の推進に関する基本的な事項等を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の生きる力の育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

2 この条例において「学校教育の情報化」とは、学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用および学校における情報教育(情報および情報手段(電子計算機、情報通信ネットワークその他の情報処理または情報の流通のための手段をいう。))を主体的に選択し、およびこれを活用する能力の育成を図るための教育をいう。第11条において同じ。)の充実ならびに学校事務(学校における事務をいう。以下同じ。)における情報通信技術の活用をいう。

3 この条例において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

4 この条例において「デジタル教材」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)として作成される教材をいう。

5 この条例において「デジタル教科書」とは、学校教育法第34条第1項に規定する教科用図書に代えて、または同項に規定する教科用図書として使用することができるデジタル教材をいう。

(基本理念)

第3条 学校教育の情報化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を活用した個別最適な学びと情報通信機器を使用した意見交換、発表等を活用した協働的な学びの一体的な充実、対面による指導と遠隔授業(情報通信技術を利用して、授業を行う場所以外の場所で履修させる方法による授業をいう。)等を融合した授業づくりその他の情報通信技術を日常的に活用した教科等の指導等が適切に行われることにより、情報活用能力(情報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力をいう。)および確かな学力(基礎的な知識および技能ならびにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力ならびに主体的に学習に取り組む態度をいう。)の育成が効果的に図られること。
- (2) デジタル教科書その他のデジタル教材を活用した学習その他の情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよう行われること。
- (3) 全ての児童生徒が、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られるよう行われること。
- (4) 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の負担が軽減され、児童生徒に対する教育の充実が図られるよう行われること。
- (5) 児童生徒等の個人情報の適正な取扱いおよびサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。第14条において同じ。)の確保を図りつつ行われること。
- (6) 児童生徒が、自己または他人の権利を尊重し、情報化社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、および情報通信技術を適切に利用することができるよう行われること。
- (7) 児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮して行われること。
- (8) 県、市町、学校の設置者および保護者の適切な役割分担による協働により推進されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、学校教育の情報化の推進に関する計画的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、学校教育の情報化の推進に市町が果たす役割の重要性に鑑み、学校教育の情報化に関する施策の推進に当たっては、市町との連携協力を図るものとする。

3 県は、学校の設置者が行う学校教育の情報化の推進に必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

(学校の設置者の役割)

第5条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における学校教育の情報化の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育情報化推進計画)

第6条 県は、法第8条第1項の規定により文部科学大臣が定める学校教育の情報化の推進に関する計画を基本として、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画(以下「学校教育情報化推進計画」という。)を定めるものとする。

2 学校教育情報化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針

(2) 学校教育情報化推進計画の期間

(3) 学校教育情報化推進計画の目標

(4) 学校教育の情報化の推進に関する施策に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 学校教育情報化推進計画は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の教育の振興のための施策に関する基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 県は、学校教育情報化推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ市町、学校の設置者および県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 県は、学校教育情報化推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、学校教育情報化推進計画の変更(軽微な変更を除く。)について、準用する。

(情報通信技術を活用した指導方法等の普及)

第7条 県は、情報通信技術を活用した多様な方法による学習が促進されるよう、情報通信技術を活用した指導方法等の普及の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(情報モラル教育の充実等)

第8条 県は、保護者、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、インターネットを通じて行われるいじめ(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第2条第1項に規定するいじめをいう。)を防止するとともに、児童生徒に対する情報モラル(情報化社会の中で適正な活動を行うための基となる考え方および態度をいう。第11条において同じ。)に関する教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(障害のある児童生徒の教育環境の整備)

第9条 県は、情報通信技術の活用により可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けることができる環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導等)

第10条 県は、情報通信技術の活用により障害のある児童生徒、疾病による療養その他の事由のため相当の期間学校を欠席する児童生徒および日本語の指導が必要となる外国人の児童生徒その他の特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導またはきめ細かな支援が実施されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(学校の教職員の資質の向上のための研修の実施等)

第11条 県は、情報通信技術を活用した効果的な教育方法の収集、分析および普及、情報通信技術の活用による教育方法の改善および情報教育の充実ならびに情報通信技術の活用による学校事務の効率化を図るとともに、教職員の情報モラルを高め、教職員が適切な指導または助言をすることができるよう、学校の教職員の資質の向上のための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(県立学校における情報通信技術の活用のための環境の整備)

第12条 県は、デジタル教材の円滑な使用を確保するための情報通信機器その他の機器の導入および情報通信ネットワークを利用できる環境の整備、学校事務に係る情報システムの構築その他の県立学校における情報通信技術の活用のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(学習の継続的な支援等のための体制の整備)

第13条 県は、児童生徒に対する学習の継続的な支援等が円滑に行われるよう、情報通信技術の活用により児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を蓄積し、分析し、および活用できる環境の整備に必要な施策ならびに学校間および学校の教職員間で適切に共有するために必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の保護等)

第14条 県は、児童生徒および学校の教職員が情報通信技術を適切にかつ安心して利用することができるよう、学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱いおよびサイバーセキュリティの確保を図るため、学校におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第15条 県は、学校の教職員による情報通信技術の活用を支援する人材の確保および資質の向上が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第16条 県は、情報通信技術を活用した教育の効果、情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響等に関する調査研究、情報通信技術の進展に伴う新たなデジタル教材、教育方法等の事例の収集、調査研究等の推進およびその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解と関心の増進)

第17条 県は、学校教育の情報化の重要性に関する県民の理解と関心を深めるよう、学校教育の情報化に関する広報活動および啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 県は、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、学校教育の情報化の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

